

相続・遺贈による 軽自動車 名義変更（記載変更）手続き依頼書

※被相続人（亡くなられた方）名義の軽自動車を、相続人または受遺者へ名義変更（記載変更）する手続きです。

※軽自動車は封印不要のため、通常は車両持込みは不要です。

1. ご依頼者（ご連絡先）

お名前		会社名	
電話番号		メール	
ご住所			

連絡希望：電話 メール LINE（任意） 書類返送：郵送 メール 受取来所

2. 相続・遺贈の区分（該当するものにチェック）

相続（遺産分割協議） 相続（法定相続：単独相続等） 遺贈（遺言書による） 不明（相談したい）

相続人が1名 相続人が複数名 受遺者（相続人以外含む）あり

3. 被相続人（亡くなられた方）情報

氏名		死亡日	令和 年 月 日
最終住所			
備考			

4. 新使用者（相続人／受遺者）

氏名/商号		続柄/関係	
住所			
連絡先		本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証等 <input type="checkbox"/> 住民票等
送付先（納品先）			

5. 車両情報（軽自動車検査証より）

車両番号	(例) 山形 580 あ 1234	車台番号	
車名		型式	
有効期限		使用の本拠	
保管場所（現在）			

6. 変更内容（該当するものにチェック）

名義（使用者）変更のみ 住所変更もある 氏名変更もある 使用の本拠変更もある 不明（確認希望）

県外→山形へ転入（番号変更の可能性あり） 県内変更 不明

7. 必要書類チェックリスト（目安）

書類名	✓	備考
軽自動車検査証（原本）	<input type="checkbox"/>	
申請書（記載変更申請）	<input type="checkbox"/>	当事務所で作成可
申請依頼書（委任状）	<input type="checkbox"/>	代理申請の場合
被相続人の戸籍（出生～死亡）一式	<input type="checkbox"/>	相続関係の確定
被相続人の住民票除票（または戸籍の附票）	<input type="checkbox"/>	最終住所確認
相続人全員の戸籍（必要範囲）	<input type="checkbox"/>	ケースにより
遺産分割協議書（相続人全員の署名・実印が望ましい）	<input type="checkbox"/>	遺産分割の場合
遺言書（公正証書／自筆証書＋検認済等）	<input type="checkbox"/>	遺贈の場合等
相続関係説明図	<input type="checkbox"/>	作成推奨（当事務所で作成可）
新使用者の住所を証する書面（住民票等）	<input type="checkbox"/>	住所変更がある場合等
ナンバープレート（前後2枚）	<input type="checkbox"/>	管轄変更等で番号変更する場合

8. 税止め・手続き後の確認（該当するものにチェック）

税止め（必要な場合）を確認したい 不要／不明（当事務所で確認）

車庫関係（軽の届出等）が必要な地域か確認したい 不要

9. 返送方法（選択）

レターパックライト（430円） ヤマトこねこ便（420円） ヤマト便元払い（実費） 着払い伝票／返信用封筒を同封する

10. お支払い方法（選択）

振込 PayPay 来所支払（近隣の方）

11. ご要望・特記事項（自由記入）

12. 同意事項（重要）

- ・書類が揃い次第、手続きに着手します。書類不備・内容不一致がある場合は確認のご連絡を差し上げます。
- ・相続・遺贈の内容（遺産分割／遺言の有無）により追加書類が必要となる場合があります。
- ・管轄変更等で番号変更が必要な場合、プレート返納・交換が必要です（軽は封印不要）。
- ・個人情報は当該手続きとご連絡の目的に限り利用します。

ご依頼日	令和 年 月 日
ご依頼者署名（法人は社名・役職）	

【送付先】 ひまわり行政書士事務所 〒990-0401 山形県東村山郡中山町大字長崎 498

TEL : 090-3127-2204 FAX : 023-666-6347 (WEB : jidousyatouroku.satakejimusyo.info)